

日本睡眠学会の学会認定に関する規約

第1条 わが国における睡眠医療の普及と向上を促すことを目的として、日本睡眠学会は睡眠医療認定医師（略称：学会認定医）、睡眠医療認定歯科医師（略称：学会認定歯科医）、睡眠医療認定検査技師（略称：学会認定検査技師）、および、睡眠医療認定医療機関（略称：学会認定医療機関）を認定する制度を設ける。また、それらの認定事業を実施するために、日本睡眠学会に睡眠医療・認定委員会を設けるとともに、その専門委員会として、学会認定医・認定委員会、学会認定歯科医・認定委員会、学会認定検査技師・認定委員会、学会認定医療機関・認定委員会、学会認定試験委員会を設ける。各認定委員会の審査結果に基づき、日本睡眠学会の理事長が学会認定証を交付する。尚、認定を受けた者の姓名、所属機関の名称と所在地および認定医療機関の名称および所在地は広く国民に公表される。

第2条 睡眠医療に関する学会認定医師（名称：日本睡眠学会の睡眠医療認定医師、略称：学会認定医）の条件

- 1) 臨床医として、平成18年またはそれ以前に医師免許取得後、6年間以上の医療に関する実地経験を有すること。
- 2) 学会認定医の指導のもとで、睡眠医療に関する2年間以上の臨床経験を有すること、あるいは、それと同程度以上の睡眠医療に関する臨床経験を有すること（アメリカ、ヨーロッパなどの睡眠障害医療センターでの勤務歴を含む）。
- 3) 日本睡眠学会の3年間以上の会員歴を有し、日本睡眠学会および関連する国際的睡眠学会（アジア睡眠学会 ASRS、世界睡眠学会連合 WFSRSMS、アメリカ睡眠学会 APSS、ヨーロッパ睡眠学会 ESRS など）の定期学術集会に3回以上は参加していること。ただし、日本睡眠学会が行う1回の研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）を修了している場合には、そのことを1回の定期学術集会に参加したことと見なす。
- 4) 睡眠医療についての幅広い知識と診療能力を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、睡眠ポリグラフ記録を判読する能力を有すること。
- 5) **学会認定医・認定委員会**は、学会認定医になることを申請した者につき、上記の諸事項に関する審査（筆記試験、面接試験、および、異なる種類の睡眠障害5症例についての症例報告書の審査を含む）を行い、学会認定医を認定する。
- 6) 学会認定医になることを申請する時には、次の書類を提出する：学会認定医の申請書。最終学歴、医師免許取得年月日、職歴、日本睡眠学会の会員歴を含む履歴書。睡眠医療に従事したことを示す学会認定医、あるいは、学会認定医が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長による推薦状、および、睡眠ポリグラフ検査を实

施できることを認める学会認定医、学会認定検査技師、あるいは、それらの学会認定医等が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長による推薦状。日本睡眠学会および関連する国際的睡眠学会の定期学術集会への参加証（名札）と日本睡眠学会が行う研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）の修了証のコピー。異なる種類の睡眠障害5症例についての症例報告書（1症例につき2000字以内。各症例報告書には、その症例についての医療および報告書作成の指導を行った学会認定医、あるいは、学会認定医が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長が確認したことを示す署名・捺印を受けること）。

- 7) 学会認定医の有効期間は5年とする。その有効期限までに認定を更新する手続きをしなければ、学会認定医の資格を失う。また、学会認定医の有効期限までに日本睡眠学会を退会すると、その退会と同時に学会認定医の資格を失う。
- 8) 学会認定医の資格の更新を受けるための条件は、前回の認定後の5年間にわたって日本睡眠学会の会員であり、その期間内に日本睡眠学会および関連する国際睡眠学会の定期学術集会に3回以上は参加していること（資格更新の申請書とともに、それらの定期学術集会に参加したことを示す参加証のコピーを提出すること）。ただし、過去5年間に日本睡眠学会が行う1～2回の研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）を修了している場合には、そのことを1～2回の定期学術集会に参加したことと見なす。この場合には、研修会の修了証のコピーを提出すること。なお、留学などの特別な事情によって日本睡眠学会等の3回以上の定期学術集会への参加が不可能であった場合には、その理由書を提出すること。その理由書を学会認定医・認定委員会が審査し、更新の条件につき特別な配慮を加えることができる。
- 9) 学会認定医の申請料および学会認定医証の交付料は附則にて定める。

第3条 睡眠医療に関する学会認定歯科医師（名称：日本睡眠学会の睡眠医療認定歯科医師、略称：学会認定歯科医）の条件

- 1) 臨床歯科医として、平成18年またはそれ以前に歯科医師免許取得後、6年間以上の歯科医療に関する実地経験を有すること。
- 2) 学会認定歯科医あるいは学会認定医の指導のもとで、睡眠時無呼吸症候群および関連する睡眠障害の医療に関する2年間以上の臨床経験を有すること、あるいは、それと同程度以上の睡眠医療に関する臨床経験を有すること（アメリカ、ヨーロッパなどの睡眠障害医療センターでの勤務歴を含む）。
- 3) 日本睡眠学会の3年間以上の会員歴を有し、日本睡眠学会および関連する国際睡眠学会（アジア睡眠学会 ASRS、世界睡眠学会連合 WFSRSMS、アメリカ睡眠学会 APSS、ヨーロッパ睡眠学会 ESRS など）の3回以上の定期学術集会に参加していること。ただし、日本睡眠学会が行う1回の研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）を

修了している場合には、そのことを1回の定期学術集会に参加したことと見なす。

- 4) 睡眠医療についての幅広い知識と睡眠時無呼吸症候群、歯ぎしりおよび関連する睡眠障害についての診療能力を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、睡眠ポリグラフ記録を判読する能力を有すること。
- 5) **学会認定歯科医・認定委員会**は、学会認定歯科医になることを申請した者につき、上記の諸事項に関する審査（筆記試験、面接試験、および、睡眠時無呼吸症候群、歯ぎしりあるいは関連する睡眠障害5症例についての症例報告書の審査を含む）を行い、学会認定歯科医を認定する。
- 6) 学会認定歯科医になることを申請する時には、次の書類を提出する：学会認定歯科医の申請書。最終学歴、歯科医師免許取得年月日、職歴、日本睡眠学会の会員歴を含む履歴書。睡眠時無呼吸症候群および関連する睡眠障害の医療に従事したことを示す学会認定歯科医、学会認定医、あるいは、それらの学会認定歯科医等が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長による推薦状、および、睡眠ポリグラフ検査を実施できることを認める学会認定歯科医、学会認定医、学会認定検査技師、あるいは、所属診療科の長による推薦状。日本睡眠学会および関連する国際睡眠学会の定期学術集会への参加証（名札）と日本睡眠学会が行う研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）の修了証のコピー。睡眠時無呼吸症候群あるいは関連する睡眠障害5症例についての症例報告書（1症例につき2000字以内。各症例報告書には、その症例についての医療および報告書作成の指導を行った学会認定歯科医、学会認定医、あるいは・所属診療科の長が確認したことを示す署名・捺印を受けること）。
- 7) 学会認定歯科医の有効期間は5年とする。その有効期限までに認定を更新する手続きをしなければ、学会認定歯科医の資格を失う。また、学会認定歯科医の有効期限までに日本睡眠学会を退会すると、その退会と同時に学会認定歯科医の資格を失う。
- 8) 学会認定歯科医の資格の更新を受けるための条件は、前回の認定後の5年間にわたって日本睡眠学会の会員であり、その期間内に日本睡眠学会および関連する国際睡眠学会の定期学術集会に3回以上は参加していること（資格更新の申請書とともに、それらの定期学術集会に参加したことを示す参加証のコピーを提出すること）。ただし、過去5年間に日本睡眠学会が行う1～2回の研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）を修了している場合には、そのことを1～2回の定期学術集会に参加したことと見なす。この場合には、研修会の修了証のコピーを提出すること。なお、留学などの特別な事情によって日本睡眠学会等の3回以上の定期学術集会への参加が不可能であった場合には、その理由書を提出すること。その理由書を学会認定歯科医・認定委員会が審査し、更新の条件につき特別な配慮を加えることができる。
- 9) 学会認定歯科医の申請料および学会認定歯科医証の交付料は附則にて定める。

第4条 睡眠ポリグラフ検査等に関する学会認定検査技師（名称：日本睡眠学会の睡眠医療認定検査技師、略称：学会認定検査技師）の条件

- 1) 医師、歯科医師、臨床検査技師、看護師等のいずれかの資格を有し、平成23年またはそれ以前に免許取得後、実施経験を有すること。
- 2) 日本睡眠学会の1年間以上の会員歴を有し、日本睡眠学会および関連する国際睡眠学会（アジア睡眠学会 ASRS、世界睡眠学会連合 WFSRSMS、アメリカ睡眠学会 APSS、ヨーロッパ睡眠学会 ESRS など）の1回以上の定期学術集会に参加していること。
- 3) 日本睡眠学会が行う1～2回の研修会（睡眠医療・技術セミナー）を修了した者であること。
- 4) 学会認定医、学会認定歯科医あるいは学会認定検査技師等の指導のもとで、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査に1年間以上にわたって従事した経験を有すること。
- 5) 睡眠潜時反復検査（MSLT）を含む睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、それらの結果を判読・整理する能力を有すること。
- 6) 睡眠医学についての一般的な知識を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査中に起こる可能性のある救急事態（危険な不整脈、てんかん発作など）についての知識を有すること。
- 7) **学会認定検査技師・認定委員会**は、学会認定検査技師になることを申請した者につき、上記の諸条件に関する審査（筆記試験、面接試験、および、異なる種類の睡眠障害5症例についての症例報告書の審査を含む）を行い、学会認定検査技師を認定する。
- 8) 学会認定検査技師になることを申請する時には、次の書類を提出する：学会認定検査技師の申請書。最終学歴、申請に必要な臨床検査技師等の資格取得年月日、職歴、日本睡眠学会の会員歴を含む履歴書。1年間以上にわたって睡眠ポリグラフ検査（MSLTを含む）に従事したことを示す学会認定医、学会認定歯科医、学会認定検査技師、あるいは、それらの学会認定医等が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長による推薦状。日本睡眠学会および関連する国際睡眠学会の定期学術集会への参加証（名札）および研修会（睡眠医療・技術セミナー）の修了証のコピー。異なる種類の睡眠障害5症例についての症例報告書（1症例につき2000字以内。各症例報告書には、その症例についての検査および報告書作成の指導を行った学会認定医、学会認定歯科医、学会認定検査技師、あるいは、所属診療科の長が確認したことを示す署名・捺印を受けること）。
- 9) 学会認定検査技師の有効期間は5年とする。その有効期限までに認定を更新する手続きをしなければ、学会認定検査技師の資格を失う。また、学会認定検査技師の有効期限までに日本睡眠学会を退会すると、その退会と同時に学会認定検査技師の資格を失う。

- 10) 学会認定検査技師の資格の更新を受けるための条件は、前回の認定後の5年間にわたって日本睡眠学会の会員であり、その期間内に日本睡眠学会および関連する国際睡眠学会の定期学術集会あるいは研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）に3回以上は参加していること（資格更新の申請書とともに、日本睡眠学会等の定期学術集会への参加証および研修会の修了証のコピーを提出すること）。ただし、特別な事情によって、日本睡眠学会等の3回以上の定期学術集会あるいは研修会に参加できなかった場合には、その理由書を提出すること。その理由書を学会認定検査技師・認定委員会が審査し、更新の条件につき特別な配慮を加えることができる。
- 11) 学会認定検査技師の申請料および学会認定検査技師証の交付料は附則にて定める。

第5条の1 睡眠医療を行う学会認定医療機関（名称：日本睡眠学会の睡眠医療認定医療機関、略称：学会認定医療機関）の条件

睡眠障害の医療を求める多くの患者のことを考慮すると、睡眠医療を行う学会認定医療機関は一種類とすることが望ましい。しかし、睡眠呼吸障害のみの医療を行っている医療機関（病院の診療部門、診療所、クリニックなど）がかなり多くなってきている現状を踏まえるとともに、歯科および耳鼻咽喉科等を標榜する医療機関（病院の診療科、診療所、クリニックなど）も学会認定医療機関として認定されるようにすることをも考慮して、睡眠医療を行う学会認定医療機関を、「睡眠障害の医療」を行う医療機関（病院の診療部門、診療所、クリニックなど）、および、「睡眠呼吸障害の医療」を行う医療機関（病院の診療部門、診療所、クリニックなど）の2種類とする（前者をA型、後者をB型の学会認定医療機関と略称する）。睡眠障害の医療を行なう学会認定医療機関（A型）は、睡眠障害の全般（睡眠障害の国際的診断分類第2版 ICSD-2 の診断カテゴリーによる）を診療の対象とし、睡眠ポリグラフ検査（MSLTを含む）を年間50症例以上およびMSLT検査を年間5症例以上行えることを条件とする。睡眠呼吸障害の医療を行う学会認定医療機関（B型）は、睡眠時無呼吸症候群、および、その関連疾患を診療の対象とする。なお、A型とB型のいずれの学会認定医療機関として申請するかを各申請医療機関が選択し、**学会認定医療機関・認定委員会**は、申請医療機関の視察を含めた審査の結果に基づき、A型とB型のいずれかの学会認定医療機関として認定する。

学会認定医療機関は、他の専門的医療機関との連携を緊密に保ち、患者の医療についての相談・紹介をすることにより、各認定医療機関での対応困難な睡眠障害の患者が十分な医療を受けられるように努めることが求められる。

なお、一つの医療機関（病院）に属している複数の診療部門は、特殊な条件がない限りは、別個に学会認定医療機関としての申請をすることを避け、相互に密接な連携をとり、一つの学会認定医療機関としての申請を行い、その認定を受けた後にも一つ

の学会認定医療機関として睡眠障害の医療にあたることが望ましい。

第5条の2 睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の医療を総合的に行う学会認定医療機関（病院の診療部門、センターなど）の条件

- 1) 病院について、睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の医療を行う学会認定医療機関とは、それらの医療を総合的かつ専門的に行う診療部門（診療科、センターなど）であり、それらの医療に係る医師2名あるいは歯科医師2名（そのうちの1名は常勤の学会認定医あるいは学会認定歯科医であること）、または、学会認定医（常勤）1名あるいは学会認定歯科医（常勤）1名と学会認定検査技師（常勤）1名（計2名）、および、その他の必要とする職員（臨床検査技師、看護師など）によって運営されること。
- 2) 睡眠ポリグラフ検査のための設備とその施設の安全管理マニュアルを有すること。
- 3) 睡眠ポリグラフ検査は、学会認定医、学会認定歯科医または学会認定検査技師が行うこと、あるいは、その指導のもとで、医師、歯科医師、臨床検査技師、看護師等の有資格者が行うこと。
- 4) 睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の医療のために利用できる病床を有すること。
- 5) 睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の診断と治療のために必要とする他の専門的な診療部門（内科、神経科、精神科、小児科、耳鼻咽喉科、歯科、口腔外科、レントゲン科など）、および、臨床医学的検査部門との密接な連携を有すること。
- 6) **学会認定医療機関・認定委員会**は、その学会認定を受けることを申請した医療機関が上記の諸条件を備えているか否かを審査し（申請医療機関の視察を含む）、A型あるいはB型の学会認定医療機関（病院の診療部門、センターなど）を認定する。

第5条の3 睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の医療を行う学会認定医療機関（診療所、クリニックなど）の条件

- 1) 診療所（クリニックなど）について、睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の医療を行う学会認定医療機関とは、それらの医療を専門的に行う診療所（クリニックなど）であり、学会認定医（常勤）1名あるいは学会認定歯科医（常勤）1名、および、その他の必要とする職員（臨床検査技師、看護師など）によって運営されること。
- 2) 睡眠ポリグラフ検査のための設備とその施設の安全管理マニュアルを有すること。
- 3) 睡眠ポリグラフ検査は、学会認定医、学会認定歯科医あるいは学会認定検査技師が行うこと、あるいは、その指導のもとで、医師、歯科医師、臨床検査技師、看護師等の有資格者が行うこと。
- 4) 睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の診断と治療のために必要とする他の専門的な医療機関および臨床医学的検査機関との密接な連携を有すること。
- 5) **学会認定医療機関・認定委員会**は、その学会認定を受けることを申請した医療機関が

上記の諸条件を備えているか否かを審査し（申請医療機関の視察を含む）、A型あるいはB型の学会認定医療機関（診療所、クリニックなど）を認定する。

第5条の4 学会認定医療機関の申請の手続き、認定の有効期間、認定の取り消し、認定の更新

- 1) 学会認定医療機関としての認定を受けることを申請する時には、次の書類を提出する：学会認定医療機関の申請書。その医療機関で睡眠医療に従事する医師、歯科医師、臨床検査技師および看護師の資格認定証（免許証）のコピー。学会認定医、学会認定歯科医および学会認定検査技師の学会認定証のコピー。睡眠ポリグラフ検査のための検査室の広さを示す略図。睡眠ポリグラフ検査に用いる機器の種類と数。睡眠障害の医療のために利用できる病床の有無と数。ただし、睡眠障害あるいは睡眠呼吸障害の医療を行う病院の診療部門（診療科、センター）あるいは診療所（クリニックなど）が学会認定医療機関としての認定を求める申請書には、第5条の2、あるいは、第5条の3に規定されている条件を満たしていることを認める当該病院の病院長あるいは診療所（クリニックなど）の開設者が交付した確認証を添付すること。
- 2) 学会認定医療機関としての認定の有効期間は5年とする。ただし、各学会認定医療機関は、毎年の2月28日までに、学会認定にかかわる諸条件を満たしていることにつき、睡眠医療・認定委員会（学会認定医療機関・認定委員会）に報告しなければ、その医療機関の学会認定は取り消される。また、その認定より5年後の有効期限までに睡眠医療・認定委員会（学会認定医療機関・認定委員会）に対して認定の更新を申請しなければ、その学会認定は取り消される。
- 3) 学会認定医療機関は、その認定にかかわる条件に変更（学会認定医、学会認定歯科医および学会認定検査技師の移動など）が生じた場合には、そのことを直ちに、睡眠医療・認定委員会（学会認定医療機関・認定委員会）に報告すること。
- 4) 学会認定医療機関が第5条の2、あるいは、第5条の3に規定されている学会認定の条件を満たさなくなった時点をもって、その学会認定は取り消される。
- 5) 学会認定医療機関としての認定の更新を受けるための条件は、第5条の2、あるいは、第5条の3に規定されている学会認定のための条件と同じとする。なお、認定の更新を求める申請書には、その認定条件を満たしていることを認める病院長あるいは診療所（クリニックなど）の開設者が交付した確認書を添付すること。ただし、認定を更新する場合には、申請医療機関の視察を行わないことがある。
- 6) 学会認定医療機関の申請料および学会認定医療機関証の交付料は附則にて定める。

第6条 学会認定試験委員会の業務

学会認定試験委員会は次の各業務を行う。

- 1) 学会認定医、学会認定歯科医、学会認定検査技師の認定試験問題および出題範囲の作成。
- 2) 上記試験の実施。

第7条 学会認定医、学会認定歯科医、学会認定検査技師の資格の喪失

学会認定医、学会認定歯科医、学会認定検査技師は、次の各号の一に該当する場合には、学会認定委員会の議決を経てその資格を喪失する。

- 1) 学会認定医、学会認定歯科医、学会認定検査技師としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会の会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき。

第8条 学会認定医、学会認定歯科医、学会認定検査技師の資格の取り消し

学会認定医、学会認定歯科医、学会認定検査技師としてふさわしくない行為のあったものに対しては、学会認定委員会および理事会の議決によって学会認定医、学会認定歯科医、学会認定検査技師の認定を取り消すことができる。

附則1 この規約に基づく学会認定制度を平成13年6月28日より施行する。

附則2 学会認定医・認定委員会、学会認定歯科医・認定委員会、学会認定検査技師・認定委員会、および、学会認定医療機関・認定委員会のそれぞれは、それぞれの学会認定事業を実施するために必要とする細則を別に定める。

附則3 学会認定医、学会認定歯科医および学会認定検査技師の申請料は、それぞれにつき、3万円とする。学会認定医証、学会認定歯科医証および学会認定検査技師証の交付料は、それぞれにつき、1万円とする。それらの学会認定の更新に関する申請料は1万円、その学会認定証の交付料は1万円とする。

学会認定医療機関の申請料は10万円、学会認定医療機関証の交付料は2万円とする。

学会認定医療機関の更新に関する申請料は3万円、学会認定医療機関証の交付料は2万円とする。

附則4 本規約の変更は、本学会の理事会および評議員会の議による。

附則5 本規約の一部は、平成16年7月に変更された。

附則6 本規約の一部は、平成17年7月に変更された。

附則7 本規約の一部は、平成18年6月に変更された。

附則 8 本規約の一部は、平成 19 年 7 月に変更された。

附則 9 本規約の一部は、平成 20 年 6 月に変更された。

附則 10 本規約の一部は、平成 21 年 11 月に変更された。

附則 11 本規約の一部は、平成 22 年 6 月に変更された。

附則 12 本規約の一部は、平成 24 年 6 月に変更された。